

議 案 書

教育委員会

令和 6 年 7 月臨時会

議 事 日 程

- 日 程 1 第 1 5 号 報 告 P 3 ～ 5
長崎市教科書採択審議会の審議結果について
- 日 程 2 第 4 2 号 議 案 P 6 ～ 8
令和 7 年度使用教科用図書（市立中学校）の
採択について

第 4 2 号議案

令和 7 年度使用教科用図書（市立中学校）の採択について

市立中学校の令和 7 年度使用教科用図書を、別紙のとおり採択する。

令和 6 年 7 月 3 0 日提出

長崎市教育委員会

教育長 橋田 慶信

理 由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 2 1 条第 6 号の規定により市立中学校の令和 7 年度使用教科用図書を採択したいので、長崎市教育委員会教育長事務委任規則第 2 条第 1 項第 5 号の規定により教育委員会の決定を経るため、この議案を提出する。

「別 紙」

令和 7 年度 市立中学校使用教科用図書

種 目	発 行 者 名
国 語	光 村 図 書
書 写	教 育 出 版
地 理	東 京 書 籍
地 図	帝 国 書 院
歴 史	東 京 書 籍
公 民	東 京 書 籍
数 学	啓 林 館
理 科	東 京 書 籍
音楽一般	教 育 芸 術
音楽器楽	教 育 芸 術
美 術	光 村 図 書
技 術	開 隆 堂 出 版
家 庭	開 隆 堂 出 版
保健体育	G a k k e n
外 国 語	東 京 書 籍
道 徳	東 京 書 籍

「参 照」

○ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

（教育委員会の職務権限）

第 2 1 条 教育委員会は、当該地方公共団体が処理する教育に関する事務で、次に掲げるものを管理し、及び執行する。

〔 中 略 〕

(6) 教科書その他の教材の取扱いに関すること。

〔 以下、略 〕

○ 長崎市教育委員会教育長事務委任規則（抜粋）

第 2 条 教育委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

〔 中 略 〕

(5) 教科書の採択を決定すること。

○ 学校教育法（抜粋）

第 3 4 条 小学校においては、文部科学大臣の検定を経た教科用図書又は文部科学省が著作の名義を有する教科用図書を使用しなければならない。

〔 中 略 〕

第 4 9 条 第 3 0 条第 2 項、第 3 1 条、第 3 4 条、第 3 5 条及び第 3 7 条から第 4 4 条までの規定は、中学校に準用する。この場合において、第 3 0 条第 2 項中「前項」とあるのは「第 4 6 条」と、第 3 1 条中「前条第 1 項」とあるのは「第 4 6 条」と読み替えるものとする。

〔 以下、略 〕